新潟都市計画　地区計画

名　　称			新栄町地区地区計画
位　　置			新発田市新栄町
面　　積			約２１．０ｈａ
決定年月日			平成４年５月２９日
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は新発田市の西部に位置し、国道７号他に接し広域的道路網に恵まれた地区であり、商業及び業務地としての市街地形成が見込まれる地区である。 本計画は、商業地・業務地としての土地利用を図り、良好な都市環境を形成することを目標としている。
	土地利用の方針		幹線道路に囲まれた地区であり、交通至便地であるため、商業・業務地として土地利用を図る。
	地区施設の整備方針		土地区画整備事業により必要な道路・公園を適正に配置し、商業・業務地としての機能を確保する。
	建築物の整備の方針		商業・業務地としての形成及び保全に配慮した整備を行う。
地区整備計画	面積		約１１．９ｈａ
	地区施設の配置及び規模		区画道路　幅員　１１ｍ　総延長　約２５０ｍ 幅員　８ｍ　総延長　約　９０ｍ 幅員　６ｍ　総延長　約３４０ｍ
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）専用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 （２）キャバレー、料理店その他これらに類するもの （３）床面積が１５㎡をこえる畜舎 （４）建築基準法別表第二（ぬ）のうち、一・三及び四に掲げる工場 （５）原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が５００㎡をこえるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	５００㎡ だたし、公衆便所・巡査派出所及び、その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。
		壁面の位置の制限	建築物の壁もしくはこれに代わる柱は、幅員１４ｍ以上の道路境界から２ｍ以内に建築してはならない。
		その他	建築物に属する門又は塀で道路に面して設けるものの構造は、道路面より高さ１.２ｍ以下とし、高さ０.５ｍを超える部分が金網等で採光・通風等道路上の環境に支障がないものとする。

新栄町地区　地区計画

凡例		
地区計画区域		
地区整備計画区域		
壁面位置の制限に係る境界線		
地区施設	区画道路（11m）	
	区画道路（8m）	
	区画道路（6m）	

敬和学園大学
テニスコート
テニスコート
テニスコート
テニスコート
光洋車体
新栄団地
団地集会所
新栄町２丁目
主要地方道新発田豊栄線
富塚
島津印刷
ジョイタウンボウル
蔦屋書店
主要地方道新発田停車場線
調整池
HIRASEI遊
新栄町３丁目
とみつか公園
ゼビオ
マルハン新発田店
ひらせい生活良品館
夢ハウス倉庫
峰弥書店
おくやま公園
東北電力新発田営業所
オートバックス新発田店
新野商店
地番界
道路敷界
水路敷界
N
S
E
W